

【定款第 8 条及び第 21 条関連】

役員報酬規程

社会福祉法人 津山みのり学園

社会福祉法人津山みのり学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人津山みのり学園（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 常勤の理事とは、常務理事のほか、常務理事以外の理事で、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として支払われるもの、及び退職手当であつて、その名称の如何を問わず、費用弁償とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費等をいい、当法人の旅費規程に基づくものとする。）等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、勤務形態に応じて職務遂行の対価として、民間社会福祉事業関係機関や専門職団体等の報酬を勘案し、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給するが、賞与については支給しない。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、当該役員等報酬規程は適用しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与並びに退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支給するものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号で定める範囲で、理事会で決定した額を支給するものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の号による報酬等の区分に応じて、当該号で

定める範囲で、理事会で決定した額を支給するものとする。

(1) 報酬については、別表第3に定める額

(費用弁償の支給)

第6条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は当法人の職員給与規程別表通勤手当支給基準に準ずるものとする。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、当法人の職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬等については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、当法人の職員給与規程に準じた日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。ただし、非常勤の理事長については、前号(1)により支給するものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月17日から施行する。

別表 1 常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額 (月額上限)
理事長	月額 1,000,000 円
常務理事	月額 600,000 円
理事	月額 400,000 円

別表 2 常勤役員等の退職手当算定方式

最終報酬月額 × 在任年数 ÷ 12

※ 上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

別表 3 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理 事

① 理事長

月 額	300,000 円 (月額上限)
-----	------------------

② ①以外の理事

	日 額
理事会・評議員会への出席	10,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 監 事

	日 額
理事会・評議員会への出席	10,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円